とくしま安²農産物認証制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、とくしま安²農産物認証制度実施要綱(以下「要綱」という。)に基づき、認証制度の実施にあたって、必要な事項を定める。

(申請の区分)

第2条 要綱第6条第2項に規定する申請の区分は、個人及び団体とする。

(申請の要件)

- 第3条 要綱第6条の規定により生産・品質管理体制の認定の申請を行うことができる生産者は、徳島県内で要綱第5条に規定する適正管理規準が設定されている農産物を1品目1作あたり1アール以上生産している生産者とする。
- 2 団体申請及び特別栽培農産物の申請に当たっては、確認責任者を配置しなければならない。

(認定の区分及び要件)

- 第4条 要綱第6条第3項に規定する認定の区分及び要件は、次の各号のとおりとする。
 - (1)基本認定とは、適正管理規準のうち、原則として必須項目に全て適合していること。
 - (2)優秀認定とは、適正管理規準のうち、原則として必須項目及び重要項目に全て適合していること。

(認定の申請)

- 第5条 要綱第6条の規定により生産・品質管理体制の認定を受けようとする生産者は、 品目ごとに、原則として栽培を開始する前にとくしま安²農産物認証制度生産・品質管理 体制認定申請書(様式第1号)に次の各号の書類を添付して知事に提出するものとする。
 - (1) 生產·品質管理体制 (様式第2号)
 - (2) 生産計画の概要(様式第3号)
 - (3)確約書(様式第4号)
 - (4)適正管理規準 点検・評価シート(申請及び認定区分に応じたシートを添付する)

(特別栽培農産物の申請)

- 第6条 要綱第7条に規定する関係書類は、次の各号によるものとする。
 - (1) 施肥・土づくり等に使用する資材計画(特裁様式第1号)
 - (2) 病害虫・雑草防除等に使用する資材計画 (特裁様式第2号)
 - (3) 特別栽培農産物ガイドラインによる表示 (特裁様式第3号)
 - (4) 適正管理規準 点検・評価シート(特別栽培農産物)
- 2 前項の申請の対象となる品目は、「徳島県持続性の高い農業生産方式の導入に関する 指針 (平成11年12月)」において「導入すべき持続性の高い農業生産方式」を定めた農 作物とする。

(申請書の受付)

- 第7条 原則として年4回に分けて受付を行う。
- 2 生産者は申請する品目の栽培開始月を含む各受付期間の末日までに、総合県民局又は 東部農林水産局(以下「各担当部署」という。)に指導を受けた後、各担当部署を経由 して知事に提出するものとする。

(申請書の受理)

第8条 知事は前3条の規定により提出された書類を確認して、受理を行うものとする。

(現地検査)

- 第9条 要綱第8条に規定する現地検査は、受理した適正管理規準点検・評価シートの記載内容を適切に確認できる時期に、当該生産地等において、適正管理規準の適合状況を検査するものとする。
- 2 現地検査を行う者(以下「検査員」という。)は、現地検査を終了したときは、現地 検査の結果について、速やかにとりまとめ、知事と生産者に報告書を提出するものとす る。
- 3 適正管理規準に適合していない項目があった場合、生産者は改善に係る行動計画を記載した点検・評価シート(以下「改善報告」という。)を作成し、各担当部署に指導を受けた後、各担当部署を経由して知事に提出するものとする。
- 4 検査員は、農業生産又は農業生産に関する指導、調査もしくは試験研究に3年以上従事した経験を有する者とする。

また、農業及び農業生産の関係業務に3年以上従事した者で、検査員の補助を務める者(以下「検査補助員」という。)を3回以上経験し、別途定める研修を受講した者についても検査員とすることができる。

(審査会の開催)

- 第10条 知事は、現地検査の報告書の提出に基づき、認定の可否を判定するための審査会を設置し、次の時期に開催するものとする([]内は対象となる申請受付期間とする。)。
 - (1) 5月[12月~2月]
 - (2) 8月[3月~5月]
 - (3) 11月 [6月~8月]
 - (4) 2月 [9月~11月]
- 2 知事は、前項の規定にかかわらず、必要と認めた場合、審査会を開催することができる。

(審査会の構成と判定)

- 第11条 審査会は、農業生産又は農業生産に関する指導、調査もしくは試験研究に3年 以上従事した経験を有する者及び消費者代表、学識経験者等で構成するものとする。
 - ただし、第9条第4項に規定する検査員及び検査補助員と同一の者とすることはできないものとする。
- 2 審査会は、現地検査の結果と生産者からの改善報告を考慮し、必要に応じてさらに生産者から資料等を求め、申請のあった生産・品質管理体制の認定の可否を判定する。
- 3 知事は、審査会の議事録を作成し、3年間保存するものとする。

(認定・登録)

- 第12条 知事は、前条第2項の規定による審査会の判定を経て生産・品質管理体制を認 定する。
- 2 知事は、認定を行うときは、認定番号、認定区分、認定日、生産(組織)者の名称、 市町村名、品目、生産・品質管理体制の内容を登録する。

ただし、同一生産者が複数の品目を認定申請した場合、その登録番号は枝番で登録するものとする。

- 3 前項の登録をした場合、知事は当該申請者に、その旨を通知するものとする。
- 4 第2項により認定・登録された認定生産者は、その登録内容を県ホームページで公開 するため、知事に届出(様式第6号)を提出するものとする。

(認証マークの表示)

第13条 要綱第9条の規定により認証マークを使用する認定生産者は、あらかじめ認証 マークの使用届(様式第5号)を知事に提出するものとする。

(加工品の認証マーク表示)

- 第14条 要綱第9条第3項に規定する表示を希望する認定生産者は、別に定める適正管 理規準の項目を全て満たすものとし、第5条による申請時に、次の各号の書類を追加し て提出するものとする。
 - (1) 加工食品生産計画(加工様式第1号)
 - (2) 適正管理規準 点検・評価シート (加工)

(実施状況の報告及び認定の更新)

- 第15条 要綱第10条に規定する実施状況の報告は、実績報告及び防除履歴確認報告と する。
- 2 前項の防除履歴確認報告は、農薬を使用している場合、出荷初期までに農薬の履歴確認と農薬残留分析に係る管理点の実施状況を、防除履歴確認報告書(様式第8号)により、知事に報告するものとする。
- 3 第1項の実績報告及び要綱第11条に規定する認定の更新は、1年に1回、次作の栽培開始前までに、実績報告及び生産計画書(様式第9号)に、次に掲げる書類を添えて、 各担当部署を経由し知事に報告するものとする。
- (1) 全ての認定生産者

実績報告に係る適正管理規準 点検・評価シート 生産計画の概要 (様式第3号)

(2) 特別栽培農産物の認定を受けた認定生産者

施肥・土づくり等に使用する資材実績(特栽様式第1号)

病害虫・雑草防除等に使用する資材実績(特栽様式第2号)

特別栽培農産物ガイドラインによる表示実績(特栽様式第3号)

実績報告に係る適正管理規準 点検・評価シート (特別栽培農産物)

施肥・土づくり等に使用する資材計画(特栽様式第1号)

病害虫・雑草防除等に使用する資材計画(特栽様式第2号)

特別栽培農産物ガイドラインによる表示計画(特栽様式第3号)

(3) 要綱第9条第3項の規定により加工品の認証マークを表示する認定生産者加工食品生産実績(加工様式第2号)

実績報告に係る適正管理規準 点検・評価シート (加工)

加工食品生産計画(加工様式第1号)

食品衛生法に係る営業許可証の写し(許可の更新時のみ提出)

- 4 知事は、認定の更新に当たって、適正管理規準に従って適切に生産が行われているか 認定生産者に対して現地検査を実施することができる。
- 5 知事は、前項の現地検査の結果、適正管理規準に適合していない等の事実が認められたとき、又は生産者からの改善報告が不十分であると認めたときは、認定と登録の取り消しの可否について審査会に判定を求めるものとする。

(登録内容の変更)

- 第16条 要綱第12条に規定する登録内容の変更は、申請した生産品質管理体制 (様式 第2号) の内容を変更するものとする。
- 2 認定生産者は、登録内容を変更する場合は、変更届(様式第7号)を各担当部署を経由し、知事に提出するものとする。
- 3 知事は、前項の届出を受理したときは、要綱第17条に規定する現地検査を実施して、 届出された内容を確認することができる。

(認定の辞退)

第17条 認定生産者は、辞退の事情が発生した時点で、辞退届(様式第10号)を各担 当部署を経由し、速やかに知事に提出するものとする。

(認定と登録の取消し)

- 第18条 知事は、要綱第10条第3項、要綱第11条第3項及び要綱第17条第2項に 規定する取消しを行う場合、取り消しの可否について審査会に判定を求めるものとする。
- 2 知事は、認定と登録を取り消した場合、当該認定生産者に理由を付してその旨を通知するものとする。

(業務委託)

- 第19条 要綱第18条の規定により委託できる業務は、次のとおりとする。
 - (1)要綱第8条及び要綱第17条に規定する現地検査の実施に係る業務
 - (2) 第10条、第15条及び第18条に規定する審査会の開催に係る業務
 - (3) その他知事が必要と認める業務

附則 この要領は平成23年5月2日から施行する。

2 とくしま安²農産物認証実施要領(平成16年6月18日)は、平成24年3月31 日をもって廃止する。

附則

平成24年4月1日一部改正

附則

平成24年12月3日一部改正

附則

平成25年4月1日一部改正

附則

平成28年4月1日一部改正

附則

令和3年4月1日一部改正

附則

令和4年4月1日一部改正

附則

令和5年4月1日一部改正

附則

とくしま安²農産物認証制度実施要領第9条第4項に定める研修については、次のとおりとする。

- (1) 日本GAP協会及び日本生産者GAP協会が主催又は認可する研修
- (2) 農林水産省が主催又は認可する研修

附則 この要領は令和7年3月31日に一部を改正し、同年4月1日から施行する。

とくしま安2農産物認証制度 生産・品質管理体制認定申請書

年 月 日

徳島県知事 殿

申請者住所(団体名)(代表者)氏名

とくしま安²農産物認証制度実施要綱第6条(特別栽培農産物の場合:第6条及び 第7条)の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

名 称

住 所

品 目

生産者数 (戸)

申請内容(該当するものを○で囲むこと)

1 申請区分 : 個 人 · 団 体

2 認定区分 : 基 本 · 優 秀

3 特別栽培農産物の認定: 希望する・ 希望しない

	3 特別税均長生物の心化: 布主する 布主しない
添付書	評類(該当するものにレ点を記入すること)
	生産・品質管理体制(様式第2号)
	生産計画の概要(様式第3号)
	適正管理規準 点検評価シート(基本)の写し
	適正管理規準 点検評価シート(優秀)の写し
	確約書(様式第4号)
	施肥・土づくり等に使用する資材計画の写し(特栽様式第1号)
	病害虫・雑草防除等に使用する資材計画の写し(特栽様式第2号)
	特別栽培農産物ガイドラインに基づく表示計画(特栽様式第3号)
	適正管理規準 点検評価シートの写し
	加工食品生産計画(加工様式第1号)
	食品衛生法に基づく営業許可証の写し
	適正管理規準 点検評価シートの写し

生產·品質管理体制

年 月 日

\rightarrow	11	
名	称:	•
47	4//	

栽培責任者名:
(所属・役職)

2 確認責任者名:

(所属・役職)

※「団体」及び「特別栽培農産物の認定」以外は、任意。

3 品質管理責任者名:

(所属・役職)

4 生產者(氏名·住所)

5 問い合わせ窓口(名称,住所,窓口責任者,電話番号,ホームページアドレス等)

(※6~10は加工食品への認証マーク表示希望者のみ記入)

- 6 加工食品の名称:
- 7 加工食品製造責任者名: (所属・役職)
- 8 加工食品品質管理責任者名: (所属・役職)
- 9 加工を行う住所 :
- 10 加工食品に係る問い合わせ窓口(名称,住所,電話番号,ホームページアドレス等)

「生産・品質管理体制」の記入について

- ① 「栽培責任者」は、次の業務を行う者とします。
 - ・個人の場合は、栽培計画の作成と適正管理規準に従った実践及び自己点検を行い、 工程管理の改善を行う。
 - ・団体の場合は、生産者の代表として確認責任者と協力し、栽培計画を作成する。 生産者の代表として確認責任者と協力し、生産計画を作成する者とします。
- ② 「団体」の「確認責任者」は、次の業務を行う者とします。
 - ・生産計画を作成するとき、栽培責任者に協力する。
 - ・出荷開始前に、各生産者の防除履歴の点検を行い、適正に使用されていることを確認する。
 - ・生産者が自己点検を行うためのチェックリストの作成や生産者の自己点検の確認及 び生産者に対する巡回指導による実地確認・改善指導を行う。
 - ・共同利用施設・機械等の管理を行う。
 - ・特別栽培農産物の生産においては、栽培の管理方法を調査し、管理等にかかる記録 内容を確認するものであって、栽培責任者による管理等について、必要に応じ指導を 行う。
- ③ 栽培責任者と確認責任者の兼任はできません。
- ④ 確認責任者は個人申請の場合、設置の必要はありません。
- ⑤ 「品質管理責任者」は、次の業務を行う者とします。
 - ・確認責任者と協力し、出荷計画を作成し、選別・出荷の管理を行う。
 - ・出荷後には、消費者等からの問い合わせ窓口として、適切に対応する。
 - ・食品事故等への対応を、速やかに行う。
- ⑥ 「4 生産者(氏名・住所)」について、生産者名簿を別紙で添付する場合は、記入 を省略できます。
- ⑦ 加工食品への認証マーク表示は、農産物の生産と加工を一体的に管理する体制があることが必要です。
- ⑧ 「加工食品製造責任者」は、加工食品製造において、計画に沿った製造であることを 確認し、製造指導を行う者とします。
- ⑨ 「加工食品品質管理責任者」は、消費者からの問い合わせへの適切な対応、事故等への速やかな対応を行う者とします。
- ⑩ 農産物と加工食品の問い合わせ窓口が同じ場合は、加工食品に係る問い合わせ窓口の 記入を省略することができます。
- ① 登録した内容は、徳島県「とくしま安²農産物(安²GAP)」認証制度ホームページで公開されます。

生産計画の概要

認定番号(申請時は記入不要)	•
	٠

名 称 : 作物名 (作型): 生 産 者 数 :

栽 培 面 積 : (1 a 以上)

エコファーマー: 徳島県知事認定を受けている ・ 受けていない (※「きのこ」は対象外)

1 栽培計画 (作型ごとに記入する。団体の場合は、基幹的な栽培について記入する。)

計画作成日: 年 月 日 (実際に計画を作成した日を記入する)

(1) 作物名(作型):

1) 作型

(凡例:○播種,▽定植,---管理,∩=∩加温,□収穫,×剪定,●開花,△鉢受け)

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
旬	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下
作型名			 		 	 		 	 	 		
	1	! !	l I	l 	l I	l I	! !	l I	l I	l I	 	l I

(凡例は適宜変更可能)

- 2) 前作終了日: 年 月 日 (特別栽培農産物認定のみ記入する)
- 3) 生産資材 (特別栽培農産物認定は特栽様式第1号に記入し,添付する)

時期(旬)	種別	資 材 名	登録番号	使用量

4) 病害虫・雑草防除(特別栽培農産物認定は特栽様式第2号に記入し,添付する)

時期(旬)	対象病害虫等	農薬名	希釈倍率	使用量 (L/10 a)

2 出荷計画

計画作成日: 年 月 日 (実際に計画を作成した日を記入する)

日時(旬)	出 荷 先 (1次出荷先を記入する)	出 荷 量

3 残留農薬分析計画(該当するものを○で囲むこと)

分析機関: 県(オープンラボ)※ ・ その他(機関名:)

※分析費用は申請者負担となります。

分析時期・点数:

- 4 添付資料
 - (1) 内部規定 (ルール、マニュアル等)
 - (2)団体管理規則または組織図(体制図)※団体のみ
 - (3)自己点検チェックシート(1生産者分)※団体のみ
- (1)(2)は申請時以外は変更があった場合のみ添付のこと

名 称 代表者氏名

確 約 書

私は、とくしま安²農産物認証制度生産・品質管理体制登録に対し、以下のことについて間違いなく同意することを確約します。

記

- (1) 1年に1回以上,自己点検や内部点検を実施し,認定された体制を 適正管理規準に適合するように維持し,「農産物の安全」「環境保 全」「労働安全」等に配慮した農業の実践に努めます。
- (2) 本制度に基づき行われる検査に協力します。
- (3) 認定を受けている旨の広告又は表示を行うときは、認定対象以外の農産物等について本制度の認定を受けていると誤認させる恐れのないよう表示します。
- (4) 認証マークを表示するときは、「とくしま安²農産物認証マーク表示基準」を遵守します。
- (5) 認定を受けた内容について、名称・住所・問い合わせ先・各責任者 氏名・品目(作型)について、インターネットの徳島県ホームページ に掲載し公表することを承諾します。

認定番号 名 称 代表者氏名

とくしま安²農産物認証マーク使用届

とくしま安²農産物認証マークを使用したいので、次のとおり届出します。

認訂	正マークの表示方法(該当する項目をすべて○で囲み,必要事項を記入する。)	
1	農産物に表示 出荷形態 (「○○ kg 入り段ボール箱」「○○ g 入り袋」等の荷姿を記入する。) ① () ② () ③ ()	
2	パンフレット・POP 等に表示	
3	名刺	,
4	インターネット上に表示 URL()
5	加工食品に表示	
	出荷形態(「〇〇ml入りビン」「〇〇g入りビン」等の荷姿を記入する。)	
	② ()) ()	
6	その他()
O)
認訂	正マークのデザイン	
	※複数デザインがある場合は全て記入する。(色が異なる場	景合を含む)

認定番号 名 称 代表者氏名

とくしま安²農産物認証制度ホームページ情報掲載届

とくしま安²農産物認証制度ホームページに掲載する生産者情報については、次のとおりです。

生産者情報提供の内容(希望する項目に○をつけること)

産地・生産者の画像	希望しない 希望する ※電子データ画像又は、写真を添付すること。	
消費者へのメッセージ (こだわりや、安全安心の ための工夫など)	希望する ※内容を記入する	
販売情報	希望しない 希望する ※内容を記入する ・出荷量 (・出荷時期 (・農産物の販売場所 ()

とくしま安²農産物認証制度 生産・品質管理体制登録変更届

年 月 日

徳島県知事 殿

認定番号 名 称 代表者氏名 品目(作型)

とくしま安²農産物認証制度実施要綱第12条の規定により、次のとおり届出します。

変更内容

変更理由

添付書類

防除履歴確認報告書

とくしま安²農産物認証制度実施要領第15条の規定により、適正に防除を行ったことを確認し、残留農薬分析結果を次のとおり報告します。

認定番号 名 称 代表者氏名 品目(作型) 栽培履歴確認日 栽培責任者又は確認責任者

添付書類

- 1 農薬残留分析結果の写し
- 2 防除履歴

とくしま安²農産物認証制度 生産・品質管理体制更新に係る実績報告及び生産計画書

年 月 日

徳島県知事 殿

認定番号 名 称 代表者氏名 品目(作型)

とくしま安²農産物認証制度実施要綱第10条第1項及び同実施要領第15条第3項の規定により, 年度実績及び 年度生産計画について,次のとおり提出します。

添付書類(該当するものにレ点を記入する)

年度生産実績
□適正管理規準 点検・評価シートの写し
□施肥・土づくり等に使用する資材実績の写し(特栽様式第1号)
□病害虫・雑草防除等に使用する資材実績の写し(特裁様式第2号)
□特別栽培農産物ガイドラインによる表示実績(特栽様式第3号)
□加工食品生産実績(加工様式第2号)
年度生産計画
□生産計画の概要(様式第3号)
□施肥・土づくり等に使用する資材計画の写し(特栽様式第1号)
□病害虫・雑草防除等に使用する資材計画の写し(特裁様式第2号)
□特別栽培農産物ガイドラインによる表示計画(特栽様式第3号)
□加工食品生産計画(加工様式第1号)
□食品衛生法に係る営業許可証の写し(許可の更新があったとき
のみ提出)

とくしま安²農産物認証制度 生産・品質管理体制登録辞退届

年 月 日

徳島県知事 殿

認定番号 名 称 代表者氏名 品目(作型)

年 月 日付けで認定を受けました生産・品質管理体制の登録を 次の理由により辞退したく、届け出ます。

登録を辞退する理由

(注) 認定証書を添付すること